

入札説明書

福島県総務部公用車リース契約

令和6年12月

福島県総務部

総務課

この入札説明書は、福島県総務部公用車リース契約について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めたものである。

1 入札に関する事項

- (1) 発注者（契約権者） 福島県（福島県知事 内堀 雅雄）
(2) 入札の内容
ア 借入件名及び数量 福島県総務部公用車リース契約
別表1 「リース契約車両一覧」に記載の自動車 44台
イ 借入品の仕様等 別添仕様書のとおり
ウ 借入期間 令和7年5月7日から令和12年7月1日まで
エ 納入場所 別添仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者で、かつ、3に規定する資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から開札日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
(4) 一般競争入札参加資格確認申請の提出期限から起算して過去3年以内に、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人において、自動車のメンテナンス付きリース契約の履行した、又は履行中の実績があり、自動車の貸付けを確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を4(1)アに掲げる場所に書留郵便による郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却

しないものとする。

また、審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、入札者に対して通知するものとする。なお、4(1)ウに規定する期日までに当該申請を行わなかった場合には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 一般競争入札参加資格申請書（様式1）
- (2) 会社概要（様式任意）
- (3) 業務経歴書（様式9）
- (4) 更正手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類

4 開札までの手続き等に関する事項

- (1) 入札に関する書類の提出場所及び日時

ア 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部総務課

電 話 024-521-7026

F A X 024-521-7902

電子メールアドレス zaimu_soumu@pref.fukushima.lg.jp

イ 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和6年12月10日（火）から令和7年1月14日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日まで及び同月13日を除く。）

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封のうえ、4(1)アに掲げる担当課まで請求すること。

なお、福島県庁ホームページにおいてもダウンロード可能である。

（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115a/somubu-nyusatsu.html>）

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時15分まで ※必着

エ 一般競争入札参加資格確認通知書の送付予定日

令和7年1月21日（火）

オ 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年1月30日（木） 午後1時30分から

場所：福島県庁本庁舎2階総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）

（2）入札書の作成方法及び提出

ア 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記4(1)才に規定する日時及び場所へ提出すること。

なお、郵送による入札は、不可とする。

イ 入札書は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

（ア）氏名（法人にあっては、商号又は名称）

（イ）【1月30日開札 「福島県総務部公用車リース契約】

ウ 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

（ア）落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（イ）入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

（ウ）1(2)アに示す借入件名を記載すること。

（エ）記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、金額の訂正是認めない。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状（様式4）を持参すること。

オ 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

（3）入札保証金

ア 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭

和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。) 第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を4(1)オに掲げる日時までに、4(1)アに掲げる場所まで提出すること。

エ 財務規則第249条第1項各号(別記)のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書(様式6)により令和7年1月14日(火)までに申請するものとする。

オ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

カ 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

(4) 開札方法

ア 開札は、4(1)オで指定する日時及び場所で行う。

イ 開札に先立ち、入札者は発注者より次の書類について確認を受けるものとする。

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)(入札参加者が本書又は写しを持参する。)

(イ) 一般競争入札出席届(様式5)

(ウ) 福島県が発行する入札保証金に関する領収書(入札者で入札保証金を納付する場合。)

ウ 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

エ 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については辞退したものとする。

(5) 入札心得

ア 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7)により、電子メール(令和6年12月19日(木)必着)で説明を求めることができる。なお、送付の後、電話で確認を取ること。

また、質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式8)により、令和6年12月25日(水)質問者に回答するとともに、にホームページに掲載し回答するものとする。

イ 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原

則とするが、開札に出席できないときはこの限りではない。

なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（様式4）を持参させ、確認を受けなければならない。

ウ 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

エ 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

オ 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

カ 入札者又はその代理人は、入札書をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(6) 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 2に示す入札参加資格のない者の提出した入札

イ この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

ウ 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人のした入札

オ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

カ 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

キ 金額を訂正した入札

ク 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- ケ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- コ 明らかに談合によると認められる入札
- サ 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- シ その他、県において特に指定した事項に違反した入札

5 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法

ア 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

(2) 落札後提出する書類

入札に当たっては、見積算出根拠を明確にし、落札者は落札決定日の翌日（開庁日の場合は、直後の開庁日とする）午後5時15分までに見積算出根拠（仕様書に定める別表2）を提出すること。

6 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証したものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書等の作成

ア 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

ウ 落札者が、6(2)アに定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(4) 契約事項

契約書（案）及び財務規則による。

7 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式2）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。
- (2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (3) 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が2に示す用件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としない。
- (6) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。

別記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 (略)

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去二年間に官公署（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が百万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契

約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (8) 1件 300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が 500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2 (略)

（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を

控除した額)を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

(入札保証金の納付等)

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額(その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

(入札保証金の還付)

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。